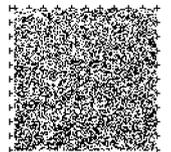
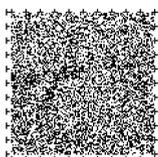
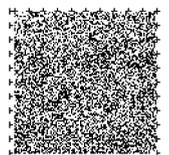
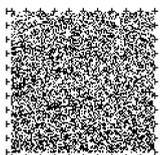


移動支援事業について(平成28年度)

区市町村	対象者	サービス内容	実利用人員(人) ※28年度3月実績
合計			14,850
千代田区	知的、精神、高次脳機能障害、視覚(通学のみ)、両上肢1級かつ両下肢機能障害1級の身体障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会活動のための外出、障害福祉サービス対象外の通院介護、義務教育及び特別支援学校への通学、移動経路に慣れるまでの一時的な付き添い	35
中央区	知的・精神・上肢1級かつ両下肢1級・高次脳機能障害	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出、通勤・通所のための外出等で通年又は長期にわたる外出は対象外	101
港区	肢体不自由者(児)、視覚・知的・精神・高次脳機能障害者(児)、難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出・余暇活動等の社会参加のための外出	281
新宿区	知的障害者、精神障害者、全身性障害者及び視覚障害者、障害児	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出	381
文京区	屋外での移動に著しい制限のある障害者等(難病含)。ただし、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定者は、移動支援事業に優先して、そのサービスを利用する。	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出(営業活動等の経済活動に係る外出、通勤等の通年又は長期にわたる外出、犯罪に関わる行為への加担等社会通念上不相当と認められる外出は除く。)	257
台東区	知的障害者・全身性障害者・精神障害者・難病患者等・視覚障害者で同行援護の支給決定が受けられない方	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出	152
墨田区	身体・知的・精神障害者	障害者(児)の自立と社会参加の促進のための外出	326
江東区	知的障害者(児)、精神障害者(児)、肢体不自由1級	社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出	508
品川区	重度身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者・高次脳機能障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	115
	障害児(小学生)	通学	
目黒区	視覚・知的・精神・肢体不自由(1・2級)	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動のための外出、義務教育及び高校生の通学(保護者が病氣、出産、就労等により通学介助できない場合)	361
大田区	視覚障害者(児)・全身性障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者・難病(障害者総合支援法の対象疾病)の方	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出	629
世田谷区	全身性障害者(児)、視覚障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、高次脳機能障害者(児)	社会生活又は余暇活動を充実させるための外出、日常生活上必要不可欠な外出	998
渋谷区	視覚障害者(児)、全身性障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出、都内の特別支援学校小学校及び中学校への通学	88
中野区	障害者(児)	買物、冠婚葬祭、新規就労(転職を含む)をした時の通勤、介護者の疾病等による不在時の通所及び通学(高校生以上)、その他の外出で区長が認めるもの	465
	身体障害者手帳所持者で車椅子利用者	買物・官公庁への付き添いなどに、ガイドヘルパーを派遣	
杉並区	視覚障害者・児(同行援護対象者を除く)、全身性障害者・児、知的障害者・児、精神障害者・児、高次脳機能障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等を通じた社会参加のための外出	734
豊島区	視覚障害者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出、特別支援学校への通学	132
北区	全身性障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	331
荒川区	視覚障害者・全身性障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、障害児、難病患者	病院等への通院、公共機関・金融機関等での手続き、文化教養及びスポーツ活動、特別支援学級・特別支援学校・学童クラブ・通所介護施設等への通学・通所、冠婚葬祭	381
板橋区	視覚・全身性・知的・精神障害者(児)・難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出(原則として1日の範囲で用務を終えるもの)	728
練馬区	屋外での移動が困難な障害者等	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動など社会参加のための外出で、一日の範囲内で用務を終えるもの。小～高までの通学介助あり。	946
足立区	身体障害者(児)、知的障害者(児)、難病患者	①交通機関利用支援②諸手続き履行支援③買い物支援④娯楽・趣味活動参加 出発地は、足立区内の居住地。その他区長が必要と認めた場所。	838
葛飾区	全身性障害者、知的障害者、精神障害者	①社会参加を促進する余暇活動、学習活動等に参加②健康の維持増進等に資する行為を行う③財産の保全、就職活動等を行う④官公庁等の公的機関に手続きを行う⑤冠婚葬祭等の社会生活に関する行事に参加する⑥その他区長が適当と認める事由	502
江戸川区	全身性・知的障害者・精神障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	1,151



区市町村	対象者	サービス内容	実利用人員(人) ※28年度3月実績
立川市	視覚・知的・精神障害者(児)、肢体不自由者(1, 2級)、発達障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	201
武蔵野市	知的障害者、知的障害児(小学校1年生以上)、精神障害者、全身性障害者	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の参加のための移動(外出時の代読、代筆を含む)(原則として、1日の範囲で用務を終えることができる利用)	263
三鷹市	視覚障害者(児)、全身性障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	224
青梅市	障害者手帳保持者で市長が認める者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	108
府中市	視覚障害者(児)、全身性障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、高次脳機能障害者(児)、発達障害者(児)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動(原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る)	291
昭島市	視覚障害者、知的障害者、精神障害者、全身性障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	77
調布市	学齢以上の身体・知的・精神・高次脳機能・難病・発達障害者(児)	社会参加の促進のための外出	106
町田市	身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者(児)	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出、特に必要と認められる場合の外出(通院等)	407
小金井市	軽度視覚・知的・精神障害者	社会生活上必要不可欠な外出(代読、代筆含む)、余暇活動等の社会参加のための外出	112
小平市	全身性・知的・精神障害者、肢体不自由児	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	181
日野市	知的障害者・精神障害者・自立支援医療(精神通院)の支給認定を受けている者・障害児(中学生以上)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援	109
東村山市	視覚・知的・精神障害・肢体不自由(いずれも6歳以上)	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出(政治活動・宗教活動・営利活動・一定期間を超えて定期的に反復して行う外出その他社会通念上適当でないと思われる外出を除く)	127
国分寺市	学齢以上の知的障害者(児)及び精神障害者(児)並びに学齢以上の障害児のうち両上肢及び両下肢が1級のもの	社会生活上必要な外出等、施設の通所、学校への通学、1日で終了しない用務等を除く	126
国立市	知的、身体、視覚、精神(学齢以上)	屋外での移動に著しい困難のある障害者等に対する社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通院を除く)	133
福生市	市内に居住する障害者及び障害児で外出時移動支援が必要と認められる者	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出	50
狛江市	視覚・知的・全身性・精神障がい者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出	101
東大和市	視覚・知的・精神障害者、補装具費の支給対象となった車椅子を利用している身体障害者手帳1, 2級の者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	172
清瀬市	学齢以上の知的障害者・全身性障害者・精神障害者・視覚障害者(同行援護の対象とならないサービスについて支給)	社会生活上必要な外出、余暇活動及び社会参加のための外出、通学、通所、通院(中学生以上)	112
東久留米市	小学生以上の視覚・知的・精神障害者(児)、身体障害者(児)で両上・下肢1級	社会活動のための外出、余暇活動及び社会参加促進のための外出等	237
武蔵村山市	視覚障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、肢体不自由の支援区分1級に該当する障害者(児)で、体幹・脳原生(移動)・下肢のいずれかの機能の障害	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出、特別支援学校からの下校	95
多摩市	手帳所持者(知的・精神)、手帳を不所持でも発達障害等が診断書により判断できた者、身体障害者手帳所持者で高次脳機能障害がある者及び単独で移動が困難で特に市長が必要と認めた者	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時(通勤、通学、通所、通院、営業活動などに係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く) ※ただし、義務教育期間中の障がい児が、保護者の急病・怪我等により一時的に障がい児の通学に付き添うことが出来ない場合は支給の範囲内において認めることとする。	129
稲城市	知的障害者、精神障害者、発達障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	37
羽村市	障害者(児)・難病患者	外出が困難な方に対し、ヘルパーを派遣し、移動の支援を行う。	56
あきる野市	障害者(児)	社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出等を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)	157
西東京市	視覚・知的・精神障害者・就学児以上障害児	障害者が社会生活上、外出が必要な時又は余暇活動若しくは社会参加の促進から外出する希望があり、宿泊を伴わず1日の範囲内で用務を終えることができる時	238



区市町村	対象者	サービス内容	実利用人員(人) ※28年度3月実績
瑞穂町	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出(通勤、営業等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き原則として1日の範囲内で用務を終わらせるものに限る。)	49
日の出町	障害者(児)	地域での自立生活及び社会参加のための外出	41
檜原村	障害者(児)	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	2
奥多摩町	障害者(児)	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出	5
大島町	障害者(児)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出	3
利島村			事業実施なし
新島村	障害者(児)	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動のための外出	0
神津島村	知的障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出等	2
三宅村	視覚障害、知的障害、精神障害	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る)	2
御蔵島村	身体障害、知的障害者、精神障害	地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする外出	1
八丈町	障害者(児)	余暇活動及び社会参加のための外出支援、社会生活上必要不可欠な外出	1
青ヶ島村			事業実施なし
小笠原村			事業実施なし

